

事務連絡
平成24年3月13日

都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局指導課

平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）及び平成24年度在宅医療連携拠点事業補助金（復興枠）に係る公募申請について

平成24年2月23日事務連絡「平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）及び平成24年度在宅医療連携拠点事業補助金（復興枠）に係る計画書の提出について」（別添）に基づき情報提供しておりました「在宅医療連携拠点事業」について、公募申請期間が決まりましたので、お知らせ致します。各関係機関等への周知につきご配慮いただきますようお願い致します。

なお「在宅医療連携拠点事業計画書」については、貴管内の計画書をとりまとめの上、厚生労働省医政局指導課宛に提出していただきますようお願い致します。

また当事業につきましては、各都道府県に一件分の推薦枠を設けることとした（任意）。推薦を希望される都道府県におかれましては、下記の内容にご留意の上、ご推薦いただきますよう、併せてお願い致します。

なお、各都道府県の介護保険、高齢者保健福祉及び障害者福祉等の関係部局にも同じく情報提供を行っておりますことを申し添えます。

記

（情報提供）

- ・平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）交付要綱（案）
- ・平成24年度在宅医療連携拠点事業補助金（復興枠）交付要綱（案）
- ・平成24年度在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）実施要綱（案）
- ・平成24年度在宅医療連携拠点事業補助金（復興枠）実施要綱（案）
- ・在宅医療連携拠点事業委託費（一般枠）実施手順書
- ・在宅医療連携拠点事業補助金（復興枠）実施手順書
- ・在宅医療連携拠点事業計画書（一般枠・復興枠共通応募様式）

※計画書については様式を一部変更しておりますので、ご留意ください。

1. 公募期間

平成24年3月13日（火）～平成24年3月23日（金）

※厚生労働省への事業計画書の提出期限 平成24年3月30日（金）

- ・貴管内の事業計画書をとりまとめの上、推薦枠の事業者を決定し、提出期限を厳守すること。

2. 留意事項

○ 予算が原案通り成立した場合に、速やかに事業に着手できるよう、政府予算原案に基づいてあらかじめ公募申請を行うものであり、補助事業者等の採択や予算の執行にあたっては、国会における平成24年度予算の成立が前提となります。国会における予算案の審議によっては、今後、内容等が変更することもありますので、ご了承ください。

○ 推薦枠について

- ・ 推薦を行うかどうかについては各都道府県のご判断にお任せいたしますが、できるだけ活用していただくようお願い致します。
- ・ 推薦は、一般枠と復興枠のどちらでも申請をすることができます。
- ・ 都道府県推薦分の計画書については、計画書の1ページ目の右側に朱書きで「推薦枠」と明記してご提出ください。
- ・ 推薦枠は各都道府県に1件となります。2件以上の推薦があった場合については、すべて公募扱いにさせていただきますので、ご留意ください。
- ・ 手順書に記されたすべての活動について実現可能性の高い方法で明確に計画が立案されており（既に実績もある事業者が望ましい）、事業開始後、都道府県に対し有用な情報提供等が可能な事業者を選定するようにしてください。また各都道府県においても、推薦枠の事業者に対し、必要に応じて行政的な指導や事業の完遂に向けての支援を行うようにしてください。

○ 一般枠、復興枠について

- ・ 復興枠には、災害時の安心につながる在宅医療連携体制の推進として、災害発生時に備えた対応策の検討や災害時の在宅医療に必要な備品の整備が一般枠の事業内容に追加されています。
- ・ 復興枠の在宅医療連携拠点事業を希望される場合は、別添の計画書の「災害発生時に備えた在宅医療提供体制構築に関する計画」について記載して下さい。
- ・ 一般枠で採用された場合は、災害時の在宅医療に必要な備品を当事業費を用いて購入することができません。
- ・ 1事業者が提出できる計画書は、一般枠か復興枠のどちらか一つです。但し、復興枠で公募申請した場合でも選考により、一般枠で採用される場合がありますので、あらかじめご了承ください（この場合、災害時の在宅医療に必要な備品の整備は行わないこととなります）。

○ その他

- ・ 当事業については、各都道府県の介護保険、高齢者保健福祉及び障害者福祉等の関係部局にも同じく情報提供を行っております。推薦枠につきましては、各都道府県で一枠ですので、各部局と相談のうえご提出下さい。
- ・ 在宅医療連携拠点事業の平成25年度以降の事業の継続については未定でありますので、あらかじめご了承下さい。
- ・ 申請件数が多い場合、多職種協働による在宅療養中の患者の支援体制を構築し、地域での包括的かつ継続的な在宅医療の提供が明確に提示されている事業計画書を優先的に採択します。

3. 事業計画書の提出先

各都道府県におかれましては、貴管内の事業計画書を取りまとめた上で、提出期限までに厚生労働省医政局指導課在宅医療推進室宛に郵送して下さい。

4. 提出書類

【一般枠】

- 在宅医療連携拠点事業計画書（一般枠・復興枠共通応募様式）
- サマリー（別紙1）
- 在宅医療連携拠点事業積算内訳書（別紙2）

【復興枠】

- 在宅医療連携拠点事業計画書（一般枠・復興枠共通）
- サマリー（別紙1）
- 在宅医療連携拠点事業積算内訳書（別紙2）
- 災害発生時に備えた在宅医療提供体制構築に関する計画書：復興枠（別紙3）
- 災害に備えた備品購入のための計画書：復興枠（別紙4）

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局指導課
在宅医療推進室
電話 03-5253-1111 (内線2662)